

## 栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成 19 年 2 月 1 日  
規 則 第 9 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日 規則第 2 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 7 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (議事録の作成)

第 4 条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

### (審議の原則)

第 5 条 審査会における審議は、実施機関が開示決定等又は訂正等決定等をした公文書を閲覧参照して行うものとする。

### (委員の除斥)

第 6 条 委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、審査会の審議に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席して、意

見を述べることができる。

(1) 委員又はその父母、配偶者若しくは子が諮問事案の審査請求人、参加人、開示請求者若しくは訂正等請求者又は当該諮問事案について反対意見書を提出した第三者（これらのものが法人その他の団体であるときは、その役員）であるとき。

(2) 委員が諮問事案の審査請求人等の代理人又は補佐人であるとき。

（諮問を受けたときの措置等）

第7条 審査会は、条例第5条の規定により公文書の提出を求める場合において、相当の期間を定め、開示決定等又は訂正等決定等の理由を記載した説明書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の規定により説明書の提出があったときは、次に掲げる者に対し、当該説明書の写しを送付するものとする。

(1) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(2) 当該審査請求に係る開示決定等又は訂正決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（意見陳述の申立て等）

第8条 条例第6条第1項の規定による申出は、書面によるものとする。

（専門的知見を有する者からの意見等の聴取）

第9条 審査会は、必要と認めるときは、専門的事項に関して知見を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

附 則（平成28年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）若しくは栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく処分又はこの規則の施行前にされた情報公開条例若しくは個人情報保護条例に基づく申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。